

<別紙 1>

介護老人保健施設プレシオ重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	医療法人真和会 介護老人保健施設 プレシオ
・開設年月日	平成27年3月15日
・所在地	東大阪市長堂3丁目2番11号
・電話番号	06(4308)0050
・FAX番号	06(4308)0111
・管理者名	藤田 峻作
・介護保険指定事業者番号	2755080138
・法人名称	医療法人 真和会
・設立年月日	平成7年12月13日
・所在地	東大阪市荒川1丁目5番24号
・代表者名	晋山 武

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

- ① 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援する事を目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整等の退所時の支援も行いますので、安心して退所して頂けます。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

<介護老人保健施設プレシオの運営方針>

- ・ 老人福祉処遇の質の確保と向上に努め、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。
- ・ 医療と福祉の機能を十分に備えた施設としての処遇を行う。医療面の偏重（過剰医療・過小医療）を避け、生活支援の場としてのバランスのとれた処遇に努める。

(3) 施設の職員体制

・医師	1人	以上
・看護職員	10人	以上
・薬剤師	1人	以上
・介護職員	24人	以上
・支援相談員	1人	以上
・理学療法士等	1人	以上
・管理栄養士	1人	以上
・介護支援専門員	1人	以上
・事務職員	1人	以上

*人員は必要に応じて加配します

(4) 職務内容

- ・医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- ・介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ・支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ・理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ・介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ・事務職員は、庶務、経理その他、他の職務に属さない総務的業務を行う。

(5)	入所定員数	定 員	1 0 0 名
	・療養室	個 室	2 0 室
		4 人部屋	2 0 室

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 要介護認定の申請に係る援助
- (3) 食事
- (4) 入浴・排泄介助・口腔ケア
- (5) 機能訓練
- (6) レクリエーション行事
- (7) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (8) 理美容
- (9) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料がことなります。以下は1日あたりの自己負担額です。）

・要介護1	多床室	829円	従来型個室	750円
・要介護2	多床室	881円	従来型個室	798円
・要介護3	多床室	949円	従来型個室	866円
・要介護4	多床室	1,005円	従来型個室	923円
・要介護5	多床室	1,058円	従来型個室	974円

② 短期集中リハビリテーション実施加算 I 270円

③ 短期集中リハビリテーション実施加算 II 209円

④ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I 251円

⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I 125円

⑥ 療養食加算（1食） 7円

⑦ 経口維持加算（I）※一月につき 418円

⑧ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 7円

⑨ 夜勤職員配置加算 25円

⑩ ターミナルケア加算（死亡日） 1,986円

⑪ ターミナルケア加算（2日～3日） 951円

⑫ ターミナルケア加算（4日～30日） 168円

⑪ターミナルケア加算（31日～45日） 75円

⑫若年性認知症利用者受入加算 126円

⑬所定疾患施設療養費（I） 250円

⑭所定疾患施設療養費（II） 502円

⑮認知症行動・心理症状緊急対応加算 209円

⑯地域連携診療計画情報提供加算 314円

⑰在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I） 36円

⑱栄養ケア・マネジメントの未実施（改定後3年の経過措置期間有）※1日につき 15円

⑲安全管理体制未実施減算（改定後6ヶ月の経過措置期間有）※1日につき 6円

⑳栄養マネジメント強化加算 12円

㉑リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 35円

㉒褥瘡マネジメント加算（I） 4円

㉓褥瘡マネジメント加算（II） 14円

㉔排泄支援加算（I） 11円

㉕排泄支援加算（II） 16円

㉖排泄支援加算（Ⅲ） 21円

㉗科学的介護推進体制加算（I） 42円

㉘科学的介護推進体制加算（II） 63円

㉙協力医療機関連携加算（I） 104円

㉚介護職員等処遇改善加算（II） 所定単位数×71/1000

- * 入所後最初の30日以内の期間に限って、上記金額に1日につき32円が加算されます。(初期加算)
- * 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記金額に代えて1日につき379円となります。(1月に6回を限度とする)
- * 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を行った場合上記料金に542円加算されます。(緊急時治療管理費<1月に1回、連続する3日を限度>)
- * 入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅へ訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に、入所中1回を限度として471円加算されます。(入所前後訪問指導加算Ⅰ)
- * 入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅へ訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に、入所中1回を限度として502円加算されます。(入所前後訪問指導加算Ⅱ)
- * 介護保健施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保健施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保健施設へ再入所し、栄養マネジメント加算を算定している場合に、入所者1人につき1回に限り418円加算されます。(再入所時栄養連携加算)
- * 次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保険施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数が加算されます。
 - ・ 介護老人保健施設の医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講しており、入所後1ヶ月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得てから、入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合に105円加算されます。(かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ))
 - ・ (Ⅰ)を算定しており、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に251円加算されます。(かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ))
 - ・ (Ⅰ)と(Ⅱ)を算定しており、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させ、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合に105円加算されます。(かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ))

- * 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族などに対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として418円加算されます。(試行的退所時指導加算)
- * 入所期間が1月を超える入所者が退所し、当該入所者の同意を得て、退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に入所者1人につき1回に限り523円加算されます。(退所時情報提供加算)
- * 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、入所期間が1月を超える入所者が退所し、当該入所者の同意を得て、退所後の希望する居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて情報提供を行い、居宅サービス等の利用の調整を行った場合に入所者1人につき1回を限度として627円加算されます。(入退所前連携加算 (I))
- * 入所期間が1月を超える入所者が退所し、当該入所者の同意を得て、退所後の希望する居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて情報提供を行い、居宅サービス等の利用の調整を行った場合に入所者1人につき1回を限度として418円加算されます。(入退所前連携加算 (II))
 - * 入所者の退所時に、当施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービスの利用が必要であると認め、当該入所者の同意を得て、入所者の選ぶ指定訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として314円加算されます。(訪問看護指示加算)

(2) その他の料金

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ①食事の提供に要する費用 | 2, 310円/1日 |
| ②特別な食事代 | 実費 (別途消費税必要) |
| ③居住に要する費用 多床室 | 437円/1日 |
| 従来型個室 | 1, 728円/1日 |
| ④特別室利用料 | |
| 従来型個室 | 3, 300円/1日 (消費税込) |
| ⑤理美容代 | 実費 (別途資料をご覧ください) |
| ⑥日用品代 (シャンプー、リンス、石鹸、ボディーソープ等) | 実費 |
| ⑦教養娯楽費 (クラブ活動等に係る材料費) | 実費 |
| ⑧衣類リース代 | 実費 |

上記①、③について、補足給付 (特定入所者介護サービス費) 受給対象者については、各段階別負担限度額を①、③の費用とします。

外泊中における③ (居住に要する費用) については、外泊中のご利用者の方のために居住に要する場所を確保している場合、基本的に徴収するものとします。

(3) お支払い方法

締め切り日(毎月月末日)より 3 日以内に 1 ケ月分の料金の請求書、退所時には退所時までの料金の合計額の請求書を発行します。お支払いは請求対象月の翌月 15 日まで(退所の場合は退所時)にお支払い下さい。お支払い頂いたことを確認しましたら領収書を交付いたします。又お支払い方法には、現金、銀行振込み、郵便局の自動払込みがありますが、郵便局の自動払込みを基本とします。利用申し込み時にお選び下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力頂いております。

- ・ 協力医療機関

医療法人 宝持会 池田病院 (主な診療科目: 内科、外科、整形外科)
東大阪市宝持 1 丁目 9 番 28 号

- ・ 協力医療機関

医療生協かわち野生活協同組合 東大阪生協病院
東大阪市長瀬町 1 丁目 7 番-7 号

- ・ 協力歯科医療機関

医療法人 トモミ歯科医院
大阪市西淀川区姫里 1 丁目 16-21-101

5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 入所者は、施設管理者、医師、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、看護職員、介護職員、管理栄養士等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- ・ 入所者が、外出又は外泊しようとする時は、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などその都度、施設管理者に申し出なければならない。
- ・ 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り、努めて受診しなければならない。
- ・ 入所者は、施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- ・ 入所者のすべての持ち物について、紛失や破損の際は責任を負いかねます。
- ・ 入所者は、家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員若しくは介護支援相談員に届け出なければならない。
- ・ その他、施設内禁止行為の欄をご覧ください。
- ・ 入居者の状況に応じて部屋を移動する事があります。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備： スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機、非常通報設備
- ・ 防災訓練： 年2回

7. 緊急時、事故発生の防止及び発生時の対応

- ・ 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ・ 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ・ 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- ・ 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

8. 施設内禁止行為

- ・ 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。但し、ラジオ、テレビ等の視聴時間については別に定める。
- ・ 施設内での喫煙及びその他火気を用いること。
- ・ 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ・ 金銭または物品の頼みごとをすること。
- ・ 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- ・ 無断で備品の位置、または形状を変えること。
- ・ 無断で電化製品等を持ち込むこと。

9. その他

- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。
- ・ 施設利用料等の金額は介護報酬制度の改定等により、変動することがあります。
利用料その他の費用を変更する場合には、変更する1ヶ月前に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けるとする。

医療法人 真和会
介護老人保健施設プレシオ
東大阪市長堂3丁目2-11

2024年8月1日

<別紙 2>

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰って頂ける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

(医療)

介護老人保健施設は入院の必要の無い程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

(介護)

施設サービス計画に基づいて実施します。

(機能訓練)

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活して頂けるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(療養室)

個室・4人室

「個室の利用には、別途料金を頂きます」

(食事)

朝食 8時00分～ 9時00分

昼食 12時00分～13時00分

おやつ 15時00分～15時30分（適宜提供）

夕食 17時00分～18時00分

「食事は原則として食堂で御召し上がり頂きます」

(入浴)

週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(理美容)

毎月第3土曜日、理美容サービスを行っています。

「利用をご希望の方は事務所にて受付しています。（料金は前払い）」

◇他機関・施設との連携

(協力医療機関への受診)

当施設では、病院・診療所や歯科診療所の協力を頂いていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(他施設の紹介)

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇ 苦情・問い合わせなど

- ・医療法人真和会 介護老人保健施設プレシオ 相談窓口

TEL06-4308-0050

住所：〒577-0056 東大阪市長堂3丁目2番11号

時間：9：00～17：00（日・祝日は除く）

- ・大阪府国民健康保険団体連合会

TEL06-6949-5418

住所：〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内

時間：9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

- ・東大阪市福祉部 指導監査室 施設課

TEL06-4309-3315

住所：〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

時間：9：00～17：30（土・日・祝日は除く）

- ・東大阪市福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課（虐待関係相談窓口）

TEL06-4309-3013

住所：〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

時間：9：00～17：30（土・日・祝日は除く）

当施設には支援相談業務として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

個人情報の利用目的

医療法人真和会介護老人保健施設プレシオでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

医療法人真和会 介護老人保健施設プレシオを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所重要事項説明書（別紙１）、別紙２及び別紙３により説明を行いました。

令和 年 月 日 職名 氏名

介護老人保健施設入所重要事項説明書（別紙１）、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜ご利用者 様＞

住 所

氏 名 印

＜ご利用者様のキーパーソン様＞

住 所

氏 名 印

医療法人真和会
介護老人保健施設プレシオ
施設長 殿

【 請求書・明細書及び領収書の送付先 】

・住 所	(続柄)
・名 前	
・電話番号	

【 緊急時の連絡先 】

・住 所	(続柄)
・名 前	
・電話番号	

